

美作市立英田中学校 いじめ防止基本方針		
い じ め に 関 す る 現 状 と 課 題		
・ ひやかしかからかい等に起因するトラブルが見られる。 ・ スマートフォンの所持率の増加など多くの生徒がネット環境を利用できる状況にあり、SNS 等に係るトラブルも目立つようになっている。		
い じ め 問 題 へ の 対 策 の 基 本 的 な 考 え 方		
・ 情報の共有と問題解決のために、生徒指導委員会を定期的に行う。 ・ 学校に携帯電話を持ってこない指導を行う。 ・ 早期発見のためにいじめに関するアンケート調査を行う。 ・ 情報モラル教育を充実させる。		
保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
〈連携の内容〉 ・ P T A総会で学校の基本方針を説明し、研修会等で意見交換や協議の場を設定し、取り組みの改善に生かす。 ・ インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方についての啓発のためのP T A研修会を実施する。 ・ スクールカウンセラーと連携をとりながら、相談窓口や学校教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。	い じ め 対 策 委 員 会 〈対策委員会の役割〉 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証・修正の中核、相談 窓 口、発生しいじめ事案への対応 〈対策委員会の開催時期〉 1 学期と2学期の年2回開催 〈構成メンバー〉（7名） ・ 校外 ス クー ル カウ ン セ ラー P T A役員代表、地域代表 ・ 校内 校 長、教 頭、生 徒 指 導 主 事、教 務 主 任 全 校 職 員	〈連携機関名〉 県教育委員会 〈連携の内容〉 ネットパトロールによる監視 〈学校側の窓口〉 教頭 〈連携機関名〉 青少年サポートセンター 警察、英田総合支所 〈連携の内容〉 情報交換、連絡会への参加 非行防止教室の実施 〈学校側の窓口〉 生徒指導主事
学 校 が 実 施 す る 取 組		
① い じ め の 防 止	〈教員研修〉 ・ 教職員の指導力向上のための研修として、外部から講師を招いて、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 〈生徒会活動〉 ・ 人権週間において、人権標語の取組を通していじめ防止の意識を高める。 〈居場所づくり〉 ・ 日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 〈情報モラル教育〉 ・ ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラル教育に関する授業を各学年において行う。 〈道徳教育の充実〉 ・ 人を思いやる心、命の大切さを学ぶ道徳の授業を実践することで、人権意識の高揚、いじめ未然防止意識の向上を図る。	
② 早 期 発 見	〈実態把握〉 ・ 生徒の実態把握のためのアンケートを年2回実施し、年2回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握する。また、毎月、生活についてのアンケートも活用しながらいじめの早期発見を図る。 〈相談体制の確立〉 ・ 相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、すべての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 〈情報共有〉 ・ 生徒の気になる変化や行為があった場合、速やかに生徒指導主事に報告し、生徒指導委員会で情報共有を図る。 〈家庭への啓発〉 ・ 県が作成しているパンフレットを活用し、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。	
③ い じ め へ の 対 処	〈いじめの有無の確認〉 ・ 生徒がいじめを受けているとの通報や、その疑いがある場合には、速やかにいじめの有無の確認を行う。 〈いじめの組織的対応の検討〉 ・ 定期的に、生徒指導委員会を開催する。また、随時いじめ対策委員会を開催する。 〈いじめられた生徒への支援〉 ・ 事実関係の聴取を行い、いじめられた生徒を最後まで守りぬくことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。今後の対応について保護者と情報を共有する。 〈いじめた生徒への指導〉 ・ 事実関係の聴取を行い、いじめは絶対に許されない行為であると気付かせ、毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。	

